

## むつ市議会第163回臨時会会議録 第1号

### 議事日程 第1号

令和3年8月24日（火曜日）午前10時開会・開議

#### ◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議員提出議案第5号 青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校を対象とした統合校案の  
白紙撤回と再考を求める意見書

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第5 議案第51号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第6 議案第52号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例

第7 議案第53号 財産の取得について

(GIGAスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小学校にタブレットパソコンを配備するもの)

第8 議案第54号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

第9 報告第17号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第10 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(令和3年度むつ市一般会計補正予算)

第11 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(令和3年度むつ市一般会計補正予算)

第12 報告第20号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第13 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(令和3年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管理 者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会 長	畑中	政勝
農委委員 業会長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 室 部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	財務部 調整 推進 部長	樋山	政之
民生部長	杉澤	一徳	福祉部 推進 部長	藤島	純
健つく 進部 部長	中村	智郎	健つく 進 推進 部長	木村	公子



## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第163回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配信してあります名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、去る8月9日から発生したむつ市・風間浦村豪雨災害に係る被災地の現場視察に参加した議員17名については、会議規則第167条第1項ただし書により、議長が参加議員の派遣を決定しておりますので、ご了承願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は、議事日程第1号により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、7番齊藤孝昭議員及び12番住吉年広議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。6月2日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、ご報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染者の発生状況についてご報告いたします。

全国では感染拡大が止まらず、連日のように過去最多を更新する状況にあり、医療提供体制の逼迫が懸念されております。緊急事態宣言の実施地域は13都府県、まん延防止等重点措置の実施地域は16道県に拡大され、期間もそれぞれ9月12日まで延長されております。

むつ市内では約1年もの間、感染者の発生はありませんでしたが、本年1月に市内1例目が確認されてから、7月末までに19人の感染者が確認さ

れております。8月はクラスターが発生したこともあり、感染者数は20人となり、わずか3週間程度で7か月間の累積感染者数を上回っている状況であることから、更なる感染拡大を警戒する局面にあります。

市民の皆様におかれましては、デルタ株による全国的な感染拡大の波が青森県にも押し寄せつつある現状を踏まえ、なお一層の感染防止対策に留意し、日々の生活を送っていただきたいと考えております。

また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施地域に加え、感染拡大傾向にある地域との不要不急の往来につきましては、お控えいただきますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況についてご報告いたします。

まず、ワクチンメーターとして市のホームページにおいてわかりやすく公表しているむつ市全体のワクチン接種状況についてお知らせいたします。

65歳以上の高齢者の皆様への接種については、8月23日現在、対象者1万9,291人のうちワクチンの接種を希望された方は1万7,249人で、1回目の接種を終えた方が100%、2回目の接種を終えた方が1万6,972人、98.4%となっております。

また、高齢者の皆様への集団接種については、8月1日をもって、7会場で72回実施し、重大な副反応事象の発生もなく、無事に終了したことをご報告するとともに、改めて集団接種にご協力いただいた医療従事者の皆様には、心から感謝を申し上げます。

次に、その他の優先接種の状況についてですが、これまでに医療従事者の皆様をはじめ、高齢者入所施設従事者、幼稚園・保育園等従事者、市内の小・中・高等学校の教諭、警察官、大規模

接種に関わる交通事業者等、希望する皆様へ2回の接種を完了しておりますほか、基礎疾患を有する皆様に対しては、現在、医療機関における個別接種を行っております。

また、大規模接種を前に、川内・大畑・脇野沢地区については、それぞれ各診療所等において、7月上旬から64歳以下の皆様への接種を開始しており、9月中旬までには現時点での希望者全員に接種が完了する予定であります。

これらの結果、現時点では、むつ市全体で対象者5万1,005人のうち1回目の接種を終えた方が2万9,295人で接種率は57.4%、2回目の接種を終えた方が2万6,296人で接種率は51.6%となっております。

次に、むつ市営大規模接種センターにおける大規模接種の実施期間の変更についてお知らせいたします。

これまで接種期間を10月3日までとご説明しておりましたが、65歳以上の高齢者の皆様への接種と並行して、職種・職域を対象とした優先接種、川内・大畑・脇野沢地区の64歳以下の皆様への接種、大規模接種のシミュレーションとして集団接種等を実施したことから、大規模接種を前に対象者となる方への接種が進み、計画を前倒しして9月26日に終了することが可能となりました。

次に、「接種券」及び「むつ市新型コロナウイルスワクチン大規模接種ガイドブック」についてお知らせいたします。

去る7月20日に、既に優先接種された方等を除く12歳以上64歳以下のむつ地区の皆様1万7,350人に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券を発送させていただきました。

また、接種券発送に併せて、7月21日から大規模接種に関するガイドブックを全戸配布し、市ホームページでも公開いたしました。このガイドブックは接種券、身分証明書、予診票等の当日の持

ち物のほか、接種会場へのシャトルバスの運行時間、会場での接種の流れ等が分かりやすく記載されておりますので、会場にお越しになる前にご一読いただきたいと存じます。

次に、大規模接種に向けた研修会についてであります。7月29日及び8月6日に医療従事者の皆様への研修会を実施いたしました。研修会では、予診票確認等ブースごとに説明を行い、また、8月6日はそれらの説明に加え大規模接種当日の全体の流れやワクチンの希釈の研修も実施し、2日間で372人の医療従事者の皆様にご参加いただきました。

今後の予定といたしましては、8月27日の会場設営後、各ブースにおいて最後の研修会を実施したいと考えております。

プロジェクトGに関する報告の最後に、大規模接種センターの運営に向けたシミュレーションについてご報告いたします。

しもきた克雪ドームにおいて、8月28日から行われる大規模接種のシミュレーションを7月29日及び8月19日の2日間に実施し、それぞれ2時間で約600名の方々に無事に接種を完了しております。両日とも設定した時間内に、来場した方全員の接種を完了しており、重大な副反応等による救護室の利用はありませんでした。

また、ご参加いただきました医療機関の皆様からもご意見等をいただき、受付から健康観察ブースまでの動線や会場スタッフの人員の適正化、効率化等の課題が明確になりました。実際の大規模接種は、今回のシミュレーションの倍の規模で行われますので、会場スタッフ間の円滑な意思疎通が肝要であると改めて会場で感じたところであります。

この2回のシミュレーションの結果を基に、交通体制や会場設営を含んだ運営体制をさらに整備し、今週末から始まる大規模接種に向け、関係者

全員が結束の上、「早くて 気軽に 安全に」接種できる環境の整備に全力で取り組んでまいりますので、なお一層のご支援をお願い申し上げます。

次に、経済対策及び雇用対策についてご報告いたします。

まず、むつ市経済対策第6弾の16事業のうち、終了及び完了した3つの事業についてご報告いたします。

はじめに、「あんしん飲食店等応援金事業」につきましては、7月31日で申請の受付を終了し、750件の想定に対し522件の給付を決定しております。

なお、今回の交付要件に該当しなかった個人事業主等の小規模事業者の皆様を支援するために、対象となる売上高の減少率及び減少額に関する要件を緩和した応援金事業を追加実施することといたしました。

給付金額は、一事業所あたり10万円とし、申請の受付期間は9月1日から9月30日までとしております。該当すると思われる小規模事業者の皆様には、今週中に申請書類等を送付いたしますので、ご活用いただきたいと存じます。

次に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業」につきましては、想定した3件への給付が完了しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策水道設備改修事業」につきましては、むつ市ふれあいスポーツパーク、むつ運動公園交通広場、釜臥山展望台及び金谷公園公衆トイレの非接触型水栓交換工事が完了しております。

次に、宿泊療養施設の運営開始についてご報告いたします。

この度、青森県との協議が整い、むつ総合病院敷地内の施設を活用した宿泊療養施設の運営を今月中に開始することとなりました。

運営開始により、「新型感染症センター」の20床

に加えて宿泊療養施設の10室が整備され、住み慣れた地域での治療と療養が可能な態勢が確立されることとなり、ご家族も含めた負担の軽減につながるものと期待しております。

次に、市内の小中学校における各種行事の状況についてご報告いたします。

前回の定例会において、むつ保健所管内での感染者の発生による小中学校の運動会・体育祭の延期についてご報告いたしましたが、延期された運動会等につきましては、7月20日を最後にすべての小中学校で実施されました。

また、感染者の発生状況を踏まえ、6月12日、13日の両日に予定されていた下北地方中学校体育大会夏季大会については、全競技無観客で実施されました。

次に、市内の小中学校における感染予防対策についてご報告いたします。

国内及び県内での新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、夏季休業期間中の帰省、旅行、大会等による移動が活発化することによる感染拡大を防ぐことを目的として、教育委員会では、感染者多数発生地域への不要不急の移動を控えること、同地域からの家族等の移動を控えていただくこと、同地域をやむを得ず訪れた場合は、移動後2週間程度不要不急の外出を避け、人との接触を最小限に留めていただくこと等について、市内小中学校及び保護者に対してお知らせし、感染予防対策に努めるようお願いいたしました。

8月に入り、むつ保健所管内におけるクラスターの発生や県内において感染者数がかつてない規模で拡大していることから、新学期が始まるに当たり、学校活動については、より一層高いレベルの感染予防対策が必要であり、実施できない場合においては、休校や分散登校などの実施を考えるよう教育長に対し要請したところであります。

これを受け教育委員会では、学校生活における

感染予防対策の徹底を図るため、手洗いや咳エチケットの励行、「3つの密」の回避など基本的な感染予防対策と、場面の切り替わりでの対策、体温管理など児童生徒の健康観察について徹底すること、むつ下北地域以外からの事業者等の来校禁止等について、各学校に対しお願いいたしました。

保護者の皆様に対しましても、むつ下北地域以外との不要不急の往来を極力控えるようお願いいたしました。健康観察については、児童生徒はもちろんのこと、同居する家族の方に風邪症状が見られる場合も登校しないようお願いし、この場合出席停止扱いとなることをお知らせしております。

次に、部活動等での対外試合に関する対応についてであります。原則として、むつ下北地域以外の他校との試合、合宿及び外部の指導者による指導を禁止いたしました。

ただし、中学校体育連盟等の団体が主催又は共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できますが、参加に当たりましては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること、試合後は2週間の健康観察を徹底し、感染者多数発生地域を訪れた場合は、夏季休業中の移動等の措置に準じた対応とすることとしております。

なお、スポーツ少年団、各競技団体等に対しましては、以上の内容に準じた形で対応するよう要請いたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細やかな対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。20番  
浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） ただいま市長のご説明の資料の中の4ページ、4番の宿泊療養施設に関連してお尋ねいたします。

全国的なコロナ感染拡大に伴い、自宅療養者が急増し、容体が急変した場合、救急搬送の受入先が確保できずに死に至る事例が頻繁に報道されております。むつ市を含むむつ保健所管内のコロナ感染者も増加傾向にあります。

そのような状況の中で、今般むつ総合病院施設内に宿泊療養施設が整備されたことは誠に時宜を得た対応であります。一方、これまで整備されずに放置されてきたことに対し、不信感は募るばかりであります。

そこで1点目、むつ総合病院施設内に宿泊療養施設が整備されることになった経緯と運営主体はどこになるのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

経緯というか、簡潔に申し上げますが、今年の7月ぐらいでしたか、全国に宿泊療養施設ができるというか、整備するというタイミングの中で、我々はもう既にその時点で県のほうには要望させていただいておりました。1年にわたって様々な交渉の結果、今回整備がされたということですので、大変スピード感には私は不満を持っておりますが、さはさりながらできたということでもあります。最後の最後は県のほうも頑張ってくれたということもあるようですので、その点については今は置いておくということによからうかと思えます。実施主体は、結局県の委託を受けて市が実施するというようになってございます。恐らくこれは全国で初めてのことだと考えております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） それで、実際に運営する場合に医療スタッフ等の不足も懸念されますけれども、限りある医療資源をどう確保するのか、そこら辺をお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、24時間体制で市の保健師がその現場にいるということが1点、それから健康観察については下北医師会の皆さんのご協力を得て、民間のお医者さんに健康観察をしていただく体制を整えておりますので、安全に運営ができるものと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 今全国的に、また青森県内もそうだと思うのですが、宿泊療養施設が不足している状況に鑑みまして、他管内からの患者受入れ要請があった場合、受入れ可否の判断は誰がするのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 県の施設ですので、県のほうの判断になります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。14番  
濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 通告していなかったのですが、1点だけ確認しておきます。通告は要らないですか。先日妊婦さんが自宅療養中に出産して、赤ちゃんが亡くなったという報道がありましたけれども、そういったことの想定はしていますでしょうか。妊婦さんの感染ということに対する想定。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そもそも妊婦さんかどうかということよりも、どなたが感染をしても現状入院するか、宿泊療養施設になるかという対応ができておりますので、ご懸念の点というものは我々の地域ではあり得ません。

それから、都会のほうでは救急搬送する搬送先

がなくて何時間も待たされるとか、あるいは何日も放置されるということがあるようですが、むつ下北の場合は救急搬送される先というのは1つしかないのです。これは、むつ総合病院しかありません。全ての患者さんがむつ総合病院に救急搬送されるということですので、救急搬送先がないというような状況もむつ下北ではあり得ないということだけ、まず申し上げておきたいと思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 今回のコロナ対策について、学校に対する対策が細やかになされているのですが、その理由、ここにも書いてありますけれども、もう少し詳しく教えていただければ助かります。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お尋ねにお答えいたします。

まず、一番大切なことは、私どもにとって子供たちの健康と生命を守ること、これが最優先であるということです。したがって、ワクチン接種等を受けていない児童・生徒が存在をする小・中学校に対して、きめ細やかな対応をすることは必須であると考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） もう一つですが、子供たちが感染地域に行った場合に、2週間程度、外部と接触しないようにしてほしいと。教職員もちろんそういう対象になるわけですが、夏休みは明けましたが、その後もこの対策でいくのかということと、子供たちは出席停止になるわけですが、教職員の場合はどういう扱いになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

原則として、先ほど申し上げましたように児童

・生徒の健康、安全を守る観点から、同様の対応を夏休み以降、新学期においても行うことを現在想定しております。

そして、お尋ねの教職員につきましてですが、教職員につきましても同様の対応となるものと理解しております。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第5号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議員提出議案第5号 青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校を対象とした統合校案の白紙撤回と再考を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。17番岡崎健吾議員。

○17番（岡崎健吾） おはようございます。議員提出議案第5号 青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校を対象とした統合校案の白紙撤回と再考を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

青森県では、県立高校教育改革の推進にあたり、県の有識者で構成する青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議からの報告等を踏まえ、将来、高等教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境の整備や地域の実情について検討し、県立高校の再編や全国からの生徒募集の導入等について取りまとめた、「青森県立高等学

校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」を、令和3年7月7日に公表した。

この実施計画によると、下北地域においては中学校卒業生数の見込みが、令和4年度から9年度の間114人減少し、将来、高等教育を受けることとなる子供たちの教育環境について、4つの学校配置シミュレーションを提示、検討した結果、大湊高校とむつ工業高校を統合対象校とし、総合学科3学級と工業科2学級の下北地区統合校として、令和9年度にむつ工業高校の校地に新たに整備するとの計画である。

この計画の公表に向けては、下北地域において3度の地区意見交換会を開催し、その意見を参考に検討したとのことだが、最終的に、今回の統合案に至った経緯について全く説明がなく、また、地区説明会から4か月にも満たないあまりにも短い期間で公表となったことについては、そのプロセスに疑念を抱かざるを得ないものである。

大湊高校は、昭和23年に開校し、現在は、進学から就職まで選択の幅が大きい総合学科の学校となり、また、下北から甲子園を目指している野球部やオリンピック選手を輩出した陸上部など、部活動も盛んである。昭和62年には脇野沢分校、令和2年には川内校舎と統合し、眼下に美しい芦崎湾を望む日本一景色のいい環境で、地域に愛され、特色のある有意義な教育活動を展開している。

また、むつ工業高校は昭和39年の開校以来、下北半島の産業経済の振興と発展と共に地元出身の技術者の育成を目的に歩んできた歴史がある。霊峰清き恐山、波静かなるむつの湾、そして釜臥山を望む環境のもと、文武両道に励み、郷土を愛する人間性豊かな多くの卒業生が当市の経済を支えているといっても過言ではない。

ここ下北地域においては、地域が学校を支え学校にも支えられて共に歩みを進め、各学校においても、それぞれが特色を出しながら地域の応援を

得て成長してきた歴史がある。

今回、この歴史ある2校の統合案については、地域が望む子供たちの成長の姿とあるべき高校の姿、また、学校とまちづくりの姿が全く見えておらず、学校の歴史や実績を軽視したものであり、地域での議論や検討なくして決定されるべきものではない。

また、この度の「令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害」は下北地域に甚大な被害を及ぼし、被災の状況を考えると話し合いの場を持つことすら困難な状況である。

よって、私たちは今回公表された「青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）」の「下北地区の学校規模・配置」における、大湊高校とむつ工業高校を統合対象校とする案の白紙撤回を求め、今後、下北地域の子供たちの将来のビジョンと共に、歴史ある両校の存続と未来ある教育環境の変革について、地域合意を十分に尊重して進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第5号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2

項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、青森県知事及び青森県教育委員会教育長としたいと思えます。ご了承願います。

#### ◎日程第5～日程第13 議案一括上程、 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(大瀧次男) 次は、日程第5 議案第51号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例から日程第13 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの9件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) ただいま上程されました4議案5報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第51号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴

い、保有個人情報を訂正した場合における通知先を変更するほか、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第52号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの発行に関する手数料については、地方公共団体情報システム機構が定めることとされたため、個人番号カード再交付手数料に関する規定を削除するものであります。

次に、議案第53号 財産の取得についてであります。本案は、GIGAスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小学校にタブレットパソコンを配備するものであります。

次に、議案第54号 令和3年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、1億4,406万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、400億7,695万6,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を強化し、市民の皆様へのワクチン接種をさらに加速させるため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を計上しておりますほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金事業費を増額しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金には歳出との関連において見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

次に、報告第17号及び報告第20号についてであります。これらは、本年1月12日むつ市中央公民館正面駐車場において発生した自動車損傷事故及び本年7月1日むつ市立川内中学校敷地内において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害

賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第18号についてであります。これは、令和3年度むつ市一般会計補正予算でありまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施している緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を速やかに支給するため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第19号についてであります。これは、令和3年度むつ市一般会計補正予算でありまして、青森県から委託を受け、新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症者や無症状者を受け入れる宿泊療養施設を開設するため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第21号についてであります。これは、令和3年度むつ市一般会計補正予算でありまして、去る8月9日に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害からの復興を迅速に推し進めるために必要となったむつ市災害ボランティアセンターの運営並びに市道及び河川の損傷箇所の復旧及び応急措置に係る経費について、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案5報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案等については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事

整理のため、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました4議案5報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第51号

○議長（大瀧次男） まず、議案第51号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で議案第51号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

(「なし」の声あり)

◇議案第52号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第52号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇議案第53号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第53号 財産の取得についてに対し、質疑に入ります。

本案は、GIGAスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小学校にタブレットパソコンを配備するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇議案第54号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第54号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第17号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

報告第17号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第18号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。2番工藤祥子議員。

○2番(工藤祥子) 報告第18号について質疑いたします。

補正予算書の歳出の中には新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費として計上してあります。この事業の申請受付が、この締

切りが8月31日から3か月延びたと聞いています。

それで、まず1点目は、この事業の中身を改めて説明していただいて、そしてむつ市ではどのくらいの方が利用しているのかお知らせください。

○議長(大瀧次男) 福祉部長。

○福祉部長健康づくり推進部理事(藤島 純) それでは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の詳細について説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、社会福祉協議会が実施しております緊急小口資金等の特例貸付が貸付限度額に達しているなど特例貸付の利用ができない世帯に対し、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には生活保護の受給につなげるために自立支援金を支給する制度となっております。

支援金を受給することができる対象世帯の要件は、緊急小口資金等の特例貸付が利用できない世帯であることのほか、収入及び金融資産が基準額を下回っていること、求職活動を行うことなどが条件となっております。また、令和3年7月19日に対象となる可能性がある方には案内文書と申請書類を送付しております。

以上です。

○議長(大瀧次男) 2番。

○2番(工藤祥子) 対象となるであろうという方には既に案内を送っているということを今お聞きしました。むつ市は、一定の感染者数に抑えていますけれども、母子家庭の方とか非正規の方々には本当に困難な生活を強いられている状態が続いていると思います。このような方へのご周知をもう少し拡大するという事は考えていないのでしょうか。

○議長(大瀧次男) 福祉部長。

○福祉部長健康づくり推進部理事(藤島 純) ま

ず、先ほどの件数につきましては9件となっておりますが、その中で現在申請したり、申請予約していただいている件数が4件となっております。また、それ以外の対象の世帯の方には8月17日付で再度案内文書等を通知しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） これさえも利用できない方は、生活保護ということを考えるケースも多いと思うのですけれども、もっともっとこういう制度があるのだよ、延長されたのだよということを広げていただきたいと思うのですけれども、またこの返済についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長健康づくり推進部理事（藤島 純） この生活困窮者自立支援金については、返済はございません。

○議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第18号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は承認することに決定いたしました。

◇報告第19号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は承認することに決定いたしました。

◇報告第20号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第20号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることに

ついて報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第21号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は承認することに決定いたしました。

た。

#### ◎閉会の宣告

○議長(大瀧次男) これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第163回臨時会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会